

保育所等訪問支援はあと

保育所等訪問支援って？

児童福祉法に基づき、保育所・幼稚園等の集団生活の中で適応していくことができるよう、訪問支援員が保育所や幼稚園等を訪問し、先生と相談をしながら、実際の保育の中で直接支援を行います。また、お子様にとってどのような関わり方や伝え方が適しているのかを一緒に考えます。

対象児童は？

発達の遅れやかたよりが気になるお子様、障がいのあるお子様で、市町村から受給者証を交付されているお子様が対象です。

営業日・営業時間は？

営業日：月曜～金曜。

営業時間：9時～17時

回数は？

2週間に1回の訪問を目安とし、お子様の状況や時期によって頻度を調整します。

費用は？

国が定めるサービス利用料金表の額に沿ってご請求いたします。各ご家庭ごとに市町村が上限額を定めておりますので、詳細はご相談の中でお伝えいたします。



その他

保育所・幼稚園等との連携は勿論のこと、保護者の方の同意を得て、医療機関や他施設との連携を行います。また必要に応じて保護者や保育所・幼稚園等の先生と話し合いの場を持ちます。

